

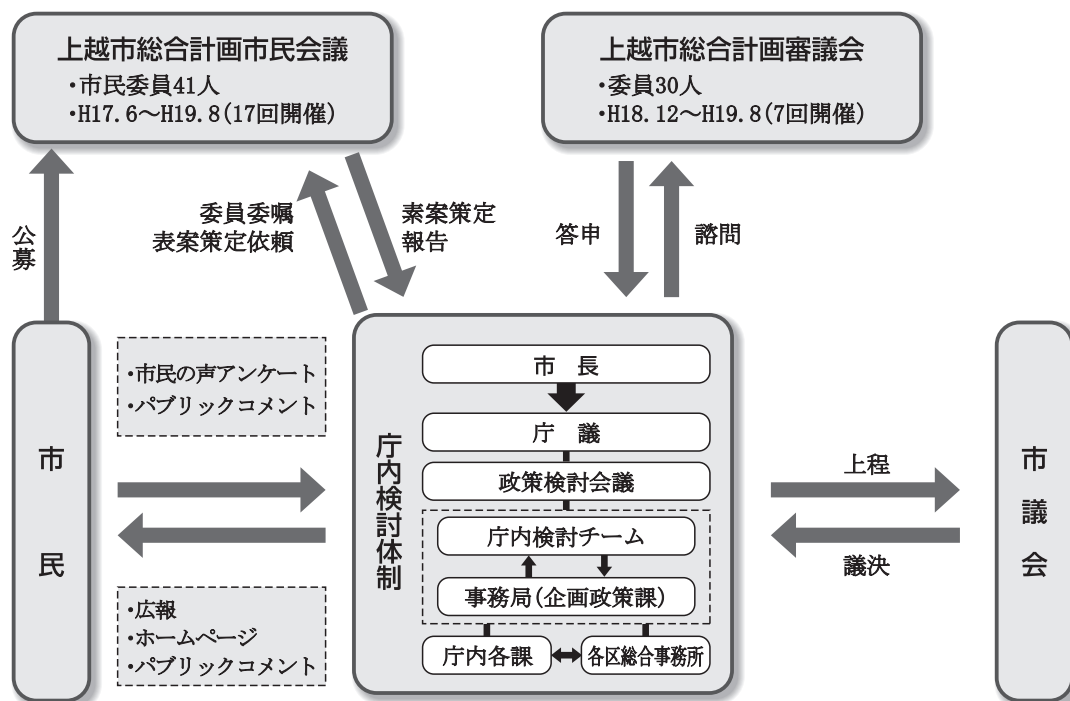
## 4 策定経過

## (1) 策定スケジュール

年月		市民意見等	庁内検討	総合計画審議会
平成17年 6月	基本構想の検討	・市民会議の委員を公募 ・第1回市民会議(17.6.29) 委員の委嘱、改定事業の説明		
7月		・第2回市民会議(17.7.21) 14市町村による合併と新市建設計画の概要について学習	・庁内各課・区に「総合計画策定主任」を設置 各種資料、課題の整理等を開始	
8月		・市民の声アンケート調査の実施(17.8.20～29) ・第3回市民会議(17.8.23) 班別ワークショップ形式により基本構想素案の検討開始		
9月		・第4回市民会議(17.9.9)		
10月		・第5回市民会議(17.10.13)		
11月		・第6回市民会議(17.11.15)		
12月		・第7回市民会議(17.12.13)		
平成18年 1月		・第8回市民会議(18.1.13)		
2月		・第9回市民会議(18.2.9)		
3月		・第10回市民会議(18.3.2) ・第11回市民会議(18.3.28) 基本構想素案のたたき台策定		
4月		・第12回市民会議(18.4.25) 基本構想素案の内容協議		
5月		・第13回市民会議(18.5.18) 基本構想素案の内容協議		
6月		・第14回市民会議(18.6.15) 基本構想素案の内容協議	・庁内説明会(18.6.30) 各課長、策定主任等に、策定方針、今後の作業について説明	
7月	・第15回市民会議(18.7.13) 基本構想素案を決定、市長へ提案	・庁内検討チーム設置 分野横断的視点から将来都市像や重点戦略等について検討 ・第1回庁内検討チーム会議(18.7.28)		
8月		・第2回庁内検討チーム会議(18.8.11) ・第3回庁内検討チーム会議(18.8.25)		
9月				
10月		・企画・地域振興部内に「総合計画策定チーム」を設置 ・第4回庁内検討チーム会議(18.10.6)		
11月		・庁議(18.11.27) 改定事業の基本方針について		
12月	・市ホームページ新規開設、意見募集	・庁内イントラに総合計画ホームページを開設し、照会・意見募集 ・第5回庁内検討チーム会議(18.12.19～27)	・第1回審議会(18.12.7) 委員の委嘱、諮問、改定事業に係る基本方針等について説明	
平成19年 1月	基本計画の検討		・第6回庁内検討チーム会議(19.1.15～17)	・第2回審議会(19.1.26) 基本構想の骨子案、基本計画の前提条件(将来人口推計)について審議
2月			・第7回庁内検討チーム会議(19.2.14～16) ・第8回庁内検討チーム会議(19.2.21～23)	
3月				・第3回審議会(19.3.9) 基本構想素案(基本理念、将来都市像、重点戦略等)について審議

年月			市民意見等	庁内検討	総合計画審議会
4月	基本構想の検討	基本計画の検討			・第4回審議会(19.4.26) 基本構想素案(基本政策、土地利用構想等)について審議
5月			・第16回市民会議(19.5.21) 第5次総合計画(改定版)素案について意見交換	・庁議(19.5.7) 第5次総合計画(改定版)素案について ・部長会議(19.5.14) ・所長会議(19.5.14)	・第5回審議会(19.5.31) 第5次総合計画(改定版)素案(分野別計画、計画の推進方法等)について審議
6月			・第5次総合計画(改定版)案についてパブリックコメントの実施(19.6.22~7.23)	・政策検討会議(19.6.4)	・第6回審議会(19.6.19) 第5次総合計画(改定版)案(計画の全体構成等)について
7月			・9人3団体から78件の意見提出	・政策検討会議(19.7.2) ・部長・所長合同会議(19.7.31)	
8月			・第17回市民会議(19.8.23) 第5次総合計画(改定版)案について説明		・第7回審議会(19.8.7) パブリックコメントの結果対応、第5次総合計画(改定版)答申案について審議 ・第5次総合計画(改定版)案について市長へ答申(19.8.9)
12月			・第5次総合計画(改定版)案についてパブリックコメントの結果の公表(19.12.11~20.1.22)		
第5次総合計画(改定版)基本構想議決(19.12.13)					

(2) 総合計画策定体制図



### (3) 上越市総合計画市民会議

#### ① 上越市総合計画市民会議設置要綱

(設置)

第1条 上越市第5次総合計画(以下「総合計画」という。)の改定に当たり、広く市民の意見を反映させるため、上越市総合計画市民会議(以下「市民会議」という。)を置く。

(所掌事項)

第2条 市民会議の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 総合計画の改定の素案を作成すること。
- (2) その他市長が必要と認めること。

(組織)

第3条 市民会議は、まちづくりに意欲のある公募に応じた市民のうちから市長が委嘱する50人程度の委員をもって組織する。

(委員の任期)

第4条 市民会議の委員の任期は、委嘱の日から総合計画の改定が終了する日までとする。

(関係者の出席等)

第5条 市民会議は、調査又は審議に必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は関係者に対して必要な資料の提出を求めることができる。

(委員の報酬等)

第6条 委員は、無報酬とする。

2 市長は、委員に対し、会議の出席に要する旅費を費用弁償として支給する。

3 前項の費用弁償の額は、市長が別に定める。

(庶務)

第7条 市民会議の庶務は、企画政策課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、市民会議の運営に関し必要な事項は、市民会議が定める。

附 則

この要綱は、平成17年4月28日から実施する。

## ② 上越市総合計画市民会議委員名簿

(敬称略・50音順)

氏 名	摘 要	氏 名	摘 要
五十嵐一也		竹田 敏一	
池田 伸吾		武田 亮三	
市村 義信		田辺 栄治	
今井不二子		塚田 正	
上野 昇一		長井 泰雄	
梅田 弘		中川 清	
大口 春雄		中条 一子	
大沢 宏		中田 保	
大坪 和雄		保高 博司	
岡庭 秀治		増田 和昭	
尾崎 秀一		松木 成徹	
小田 武彦	総合計画審議会委員	松永 勝二	
金井 繁		宮腰 英武	
木村 雅俊		宮下 敏雄	
木村 良彦		柳澤 良治	
日下部 進		山岸 重正	
熊田 和子		横山 郁代	総合計画審議会委員
坂口るり子		横山 賢治	
佐藤 真司		吉村 壱子	
佐藤 正清		渡部みち子	
鈴木 孝			合計:41人

#### (4) 上越市総合計画審議会

##### ① 上越市総合計画審議会条例

昭和46年7月30日

条例第86号

(設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、上越市総合計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、上越市総合計画に関する事項について調査及び審議をする。

(組織)

第3条 審議会は、委員30人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 市教育委員会の委員
- (2) 市農業委員会の委員
- (3) 学識経験を有する者
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) 関係諸団体の役員及び職員

(任期)

第4条 委員の任期は、諮問に係る事項について調査及び審議を終了するまでとする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、企画・地域振興部において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(以下、改正附則は省略)

## ② 上越市総合計画審議会委員名簿

(敬称略・順不同)

役 職 名	氏 名	摘 要
上越教育大学 学長	渡邊 隆	会 長
上越市教育委員会 委員	村椿 正子	副会長
新潟県立看護大学 教授	粟生田友子	
特定非営利活動法人くびぎ野NPOサポートセンター 専務理事	秋山三枝子	
上越教育大学 准教授	浅倉 有子	
上越市小中学校PTA連絡協議会 代議員	飯塚 春枝	
上越市食料・農業・農村政策審議会 委員	大堀 幸子	
上越市総合計画市民会議 委員	小田 武彦	
上越市スポーツ振興審議会 委員	春日 清美	
特定非営利活動法人 キングハーベスト 事務局長	熊田まり子	
厚生労働省新潟労働局上越公共職業安定所 所長	佐藤 修	第1回～第3回
	小林 泰心	第4回～第7回
国土交通省北陸地方整備局高田河川国道事務所 所長	能登 優一	第1回～第3回
	今野 和則	第4回～第7回
上越教育大学 准教授	佐久間亜紀	
上越教育大学 准教授	志村 喬	
上越医師会 会長	杉田 玄	
上越市町内会長連絡協議会 会長	田中 昭平	
上越商工会議所 会頭	田中 弘邦	
新潟県立看護大学 学長	中島紀恵子	
長岡技術科学大学 教授	中出 文平	
上越市連合婦人会 副会長	中西 アキ	
上越市商工会連絡協議会 会長	西田 行男	
特定非営利活動法人 女性みちみらい上越 理事長	野本 幸	
えちご上越農業協同組合 代表理事理事長	服部 武	
上越市老連連絡協議会 会長	保坂 昭	
上越市農業委員会 会長	松嶋 敏一	
中央農業総合研究センター北陸研究センター 北陸農業研究監	森田 弘彦	第1回～第3回
	宮井 俊一	第4回～第7回
上越青年会議所 理事長	安田 浩	
上越市社会福祉協議会 理事	横田千枝子	
上越市総合計画市民会議 委員	横山 郁代	
新潟県上越地域振興局 局長	村山 秀幸	第1回～第3回
	渡邊 正	第4回～第7回

合計:30人(累計:34人)

③ 諮問・答申

上企第 44326 号  
平成18年12月7日

上越市総合計画審議会  
会長 渡邊 隆 様

上越市長 木浦 正幸

上越市第5次総合計画案について(諮問)

上越市第5次総合計画の改定にあたり、その基本構想及び基本計画について、  
上越市総合計画審議会条例第2条の規定により、貴審議会の意見を求めます。

平成19年8月9日

上越市長 木浦 正幸 様

上越市総合計画審議会  
会長 渡邊 隆

上越市第5次総合計画(改定版)案について(答申)

平成18年12月7日付け上企第 44326号で、本審議会に諮問のありました  
「上越市第5次総合計画(改定版)案(基本構想及び基本計画)」について  
慎重に審議した結果、別冊のとおり答申します。

# 上越市第5次総合計画（改定版）

平成19年12月



発行 新潟県上越市  
編集 上越市企画・地域振興部企画政策課  
〒943-8601 新潟県上越市木田1丁目1番3号  
TEL (025) 526-5111 FAX (025) 526-6111  
URL <http://www.city.joetsu.niigata.jp/>